

## 宅地建物取引業法施行規則の改正に伴う重要事項説明に対する 水害ハザードマップ追加に係る宮城県からの参考情報について

### 1 「宅地建物取引業法施行規則」の一部の改正内容について

近年の大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じていることから、不動産取引時においても、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となってきています。

そのため、今般、水害リスクに関する情報を重要事項説明の対象項目として追加し、不動産取引時にハザードマップにおける取引対象物件の所在地について説明することが義務化されました。

公布日：令和 2年 7月17日（金）

施行日：令和 2年 8月28日（金）

### 2 重要事項説明の追加項目

今回、施行規則の改正により、重要事項説明の項目に以下の内容が追加されます。

各種ハザードマップについては、各市町村で作成しています。

また、ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図については、宮城県で作成しています。

#### <追加される項目>

1 2 水防法の規定により市町村の長が提供する図面（水害ハザードマップ）における当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水		雨水出水（内水）		高潮	
	有	無	有	無	有	無
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地						

※ 洪水浸水想定区域図について、水防法に規定する洪水予報河川、水位周知河川では、令和2年7月に追加した雫子尾川、内川、出来川、津谷川を除き、関係市町村に提供済みです。

これら4河川及び令和2年7月に水位周知河川の区間を延伸した三迫川、二股川、小山田川については、令和2年度に洪水浸水想定区域図を作成予定。作成後、関係市町へ提供する予定です。

※ 高潮浸水想定区域図については、策定していません。

※ 内水浸水想定区域図については、該当市町村へ問い合わせてください。

### 3 宮城県の洪水浸水想定区域図に関する参考資料について

○ 宮城県河川課のホームページには、水防法に基づく洪水浸水想定区域図を掲載しています。

■洪水浸水想定区域図のリンク先（宮城県）

HPアドレス：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/ki-sins.html>

■（参考）市町村へのハザードマップへのリンク先

HPアドレス：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/ki-kouzui-hm.html>

○ 県庁地下1Fの県政情報センターには、大判の図面を配置しており、自由に閲覧が可能です。  
県政情報センター 問合せ先：022-211-2263

### 4 問い合わせ先

■ 宮城県内の洪水浸水想定区域図の問合せについて

宮城県土木部河川課企画調査班 電話：022-211-3173

電子メール：[kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp)